

羽曳野市長等政治倫理条例（平成 31 年羽曳野市条例第 11 号）＜抜粋＞

（政治倫理審査会）

第 6 条 市長等の政治倫理について調査及び審査を行うため、羽曳野市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

（1）前条第 3 項の規定による調査及び審査を行うこと。

（2）前号に掲げるもののほか、政治倫理の確立を図るため、市長の諮問に応じ、調査及び審査を行うこと。

3 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。

4 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 審査会は、第 2 項の規定による調査及び審査を行うため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。